

見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託に係る企画提案の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告します。

令和4年7月8日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 募集する企画提案書の要旨

本業務は、県の「首里城復興基本計画 - 基本施策1 正殿等の早期復元と復元過程の公開(見せる復興)」等の方針を踏まえ、コンテンツ等の体験を通じて公園利用者が琉球の歴史・文化および首里城の復興状況について学び、理解を深める機会を創出するために、添付「展示構成(案)」に基づいて、首里杜館ビジターロビー及び復興展示室におけるデジタルコンテンツ等を制作することを目的とした「見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託」にかかる業務について、企画提案書を募集します。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

(4) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

(5) 過去5年間に国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3Dホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作に関する業務を複数回受託した実績があること。

(6) 本業務委託業務に従事する正・副計2名以上の担当者を割り当てること。従事する正の担当者は、過去5年間に国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3Dホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作を担当した実績があること。

(7) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。

(8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が(5)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で(6)の要件を満たす者であること。

3. 企画提案書等の内容

見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託に係る募集要綱及び同仕様書（沖縄県土木建築部首里城復興課ホームページに掲載）を参照すること。

4. 主なスケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 参加申込期限 | 令和4年7月22日（金） |
| (2) 企画提案書提出期限 | 令和4年7月22日（金） |
| (3) 企画提案選定委員会 | 令和4年7月26日（火）（予定） |
| (4) 審査結果の通知 | 令和4年7月27日（水）（予定） 応募者あて最上位者名を通知 |
| (5) 委託契約 | 令和4年8月1週目（予定） |

5. 連絡先

沖縄県土木建築部 首里城復興課 浅沼、上原
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL：098-943-0140 FAX：098-862-3825
e-mail：aa068501@pref.okinawa.lg.jp